



自己評価表ってなに？



A. 事業所が自事業所を採点、評価しているのよ。

6分類で43個のチェック項目がある評価表よ。

事業者向け[放課後等デイサービス](#)自己評価表、といいます。

なにが出来ていて、なにが出来ていないかを自らチェックするのね。

「提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか」とガイドラインで決められているんだけど、この条文に対しての自己評価なの。いつでもより良くあろうとしていますか？と問われているのよ。

そしてこの自己評価は、年に1回以上はホームページやその他の方法で公表しなければいけないことになっているの。

事業所内に貼って[掲示](#)しているところもあれば、会報に載せているところもあるわね。

専用サイトの利用という方法もあります。

これと同じようなチェック項目のある、保護者向け放課後等デイサービス評価表というものもあります。

こちらはもう少し項目が少ないわね。

こちらは保護者が自分の子どもが通っている事業所をどう見ているか、というチェックなのね。

平成31年4月以降は、自己評価表の公表の都度「自己評価結果等の好評に関する届出書」を市町村長に提出する必要があることになりました。

これは事業所としての必須事項になります。

自己評価を行っていない場合や、市町村長へ公表の届出を行っていない場合は、給付費の[減算](#)対象になってしまうのよ。

第三者による外部評価、というものもあるわ。

有料だけれど、外部の人たちに評価してもらってそれを業務の改善につなげよう、というものよ。なかなかそこまでできないのが現状だけれど。

この自己評価表は、[厚生労働省のHPからPDFがダウンロード](#)できるようになっています。

[《MENU》](#)

[《上限管理ってどういうこと？》](#)

[《障害児通所系サービスって？》](#)

2022-01-04 掲載